

人 事 院 事 務 総 長

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（通知）

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 3 1 年法律第 1 8 号）の施行に伴い、下記に掲げる人事院事務総長通知の一部をそれぞれ次のとおり改正したので、令和元年 5 月 2 3 日以降は、これによってください。

記

- 1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日事企法—6 6 8）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み、又は傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 1—3 4（人事管理	1 人事院規則 1—3 4（人事管理

文書の保存期間) (以下「規則1—34」という。)第3条の人事院が定める人事管理文書(規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。)は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第28号(一般職の職員の給	第23条関係第5項の協議に関する文書等	取得の日	5年

文書の保存期間) (以下「規則1—34」という。)第3条の人事院が定める人事管理文書(規則1—34第2条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。)は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の4月1日(同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から1年以内の日)から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間(当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間)とする。

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)

与に関する法律の運用方針)			
給実甲第1080号(指定職俸給表を適用する職員について)	第1項ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)
検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について(平成15年10月1日人企一825)	<u>規則第13条</u> 関係第2項又は規則第14条関係ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の公益財団法	<u>規則第10条</u> 関係第1	取得の日	5年

給実甲第1080号(指定職俸給表を適用する職員について)	第1項ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)
検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について(平成15年10月1日人企一825)	<u>規則第14条</u> 関係ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)
職員の公益財団法	<u>規則第11条</u> 関係ただ	取得の日	5年

<p>人東京オ リンピッ ク・パラ リンピッ ク競技大 会組織委 員会への 派遣の運 用につい て（平成 27年6 月24日 人企一8 12）</p>	<p><u>項又は規則 第11条関 係ただし書</u> の協議に関 する文書等</p>			<p>人東京オ リンピッ ク・パラ リンピッ ク競技大 会組織委 員会への 派遣の運 用につい て（平成 27年6 月24日 人企一8 12）</p>	<p><u>し書の協議</u> に関する文 書等</p>		
<p>職員の公 益財団法 人ラグビ ーワール ドカップ 二千十九 組織委員 会への派 遣の運用 について （平成2 7年6月</p>	<p><u>規則第10 条関係第1 項又は規則 第11条関 係ただし書</u> の協議に関 する文書等</p>	<p>取得の日</p>	<p>5年</p>	<p>職員の公 益財団法 人ラグビ ーワール ドカップ 二千十九 組織委員 会への派 遣の運用 について （平成2 7年6月</p>	<p><u>規則第11 条関係ただ し書の協議</u> に関する文 書等</p>	<p>取得の日</p>	<p>5年</p>

24日人 企一81 3)					24日人 企一81 3)				
職員の公 益社団法 人福島相 双復興推 進機構へ の派遣の 運用につ いて（平 成29年 5月19 日人企一 496）	規則第10 条関係第1 項又は規則 第11条関 係ただし書 の協議に関 する文書等	取得の日	5年		職員の公 益社団法 人福島相 双復興推 進機構へ の派遣の 運用につ いて（平 成29年 5月19 日人企一 496）	規則第11 条関係ただ し書の協議 に関する文 書等	取得の日	5年	
職員の平 成三十七 年国際博 覧会特措 法第14 条第1項 の規定に より指定 された博 覧会協会 への派遣	規則第10 条関係第1 項又は規則 第11条関 係ただし書 の協議に関 する文書等	取得の日	5年						

の運用に ついて（ 令和元年 5月23 日人企一 60）									
備考（略）					備考（略）				

2 職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第10条関係 <u>1 この条の第1項の「当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合」において、同項に規定する派遣前給与の年額を算定するときは、あらかじめ個別に事務総長に協議するものとする。</u> <u>2・3</u> （略）	規則第10条関係 （新設） <u>1・2</u> （略）

3 職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一813）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第10条関係 <u>1 この条の第1項の「当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合」において、同項に規定する派遣前給与の年額を算定するときは、あらかじめ個別に事務総長に協議するものとする。</u> <u>2・3</u> (略)	規則第10条関係 (新設) <u>1・2</u> (略)

4 職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣の運用について（平成29年5月19日人企一496）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第10条関係 <u>1 この条の第1項の「当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合」において、同項に規定する派遣前給与の年額を算定するときは</u>	規則第10条関係 (新設)

<u>、あらかじめ個別に事務総長に 協議するものとする。</u> <u>2・3</u> (略)	<u>1・2</u> (略)
--	----------------

5 給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条関係</p> <p>第1項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p><u>十四 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第27条に規定する給与</u></p>	<p>第1条関係</p> <p>第1項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第23条関係</p> <p>第1項・第4項 (略)</p> <p>第5項 第5項の規定による休職者の給与は、人事院規則9—13（休職者の給与）の定めるところにより、休職者が生死不明</p>	<p>第23条関係</p> <p>第1項・第4項 (略)</p> <p>第5項 第5項の規定による休職者の給与は、人事院規則9—13（休職者の給与）の定めるところにより、休職者が生死不明</p>

<p>若しくは所在不明になつた原因又は休職者の受ける学資金若しくは報酬等の年額（以下「報酬等年額」という。）を考慮して予算の範囲内で各庁の長がその裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、特別の事情があるときを除き、報酬等年額が休職者の休職の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した<u>給与の年額（当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合にあつては、事務総長と協議して算定した額）</u>に比べて高いと認められるときは、給与を支給しないものとし、それ以外の場合は、おおむね当該給与の年額と報酬等年額との差額の範囲内となるように定めるものとする。</p> <p>第7項（略）</p>	<p>若しくは所在不明になつた原因又は休職者の受ける学資金若しくは報酬等の年額（以下「報酬等年額」という。）を考慮して予算の範囲内で各庁の長がその裁量によりその支給額を定めるものとする。この場合において、特別の事情があるときを除き、報酬等年額が休職者の休職の期間の初日の前日における給与の額を基礎として算定した<u>給与の年額</u>に比べて高いと認められるときは、給与を支給しないものとし、それ以外の場合は、おおむね当該給与の年額と報酬等年額との差額の範囲内となるように定めるものとする。</p> <p>第7項（略）</p>
--	---

6 給実甲第151号（通勤手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>第16条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(法第81条の2第1項の規定により退職した日(法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十</p>	<p>第16条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第3号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規定による採用(法第81条の2第1項の規定により退職した日(法第81条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされた職員、派遣法第2条第1項の規定による派遣、官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第48条の3第1項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣(以下「国</p>
--	--

<p>七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）</p> <p>、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四（略）</p>	<p>際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員のうち、再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条第3項又は第1号の官署とみなした場合に、再任用（直近のものに限る。）</p> <p>、当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該再任用、当該職務への復帰若しくは休職からの復職以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四（略）</p>
--	--

7 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（第一において「規則」という。）第 4 4 条の規定又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 9 条及び人事院規則 1 9—0（職員の育児休業等）第 1 6 条、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 4 号。以下「官民人事交流法」という。）第 1 8 条及び人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）第 4 1 条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 1 5 年法律第 4 0 号。以下「法科大学院派遣法」という。）第 2 0 条及び人事院規則 2 4—0（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第 1 5 条、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 5 号。以下「自己啓発等休業法」という。）第 7 条及び人事院規則 2 5—0（職員の自己啓発等休業）第 1 3 条、福島復興</p>	<p>人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（第一において「規則」という。）第 4 4 条の規定又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号。以下「育児休業法」という。）第 9 条及び人事院規則 1 9—0（職員の育児休業等）第 1 6 条、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 4 号。以下「官民人事交流法」という。）第 1 8 条及び人事院規則 2 1—0（国と民間企業との間の人事交流）第 4 1 条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 1 5 年法律第 4 0 号。以下「法科大学院派遣法」という。）第 2 0 条及び人事院規則 2 4—0（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第 1 5 条、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 5 号。以下「自己啓発等休業法」という。）第 7 条及び人事院規則 2 5—0（職員の自己啓発等休業）第 1 3 条、福島復興</p>

再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の11及び人事院規則1-69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第12条、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号。以下「配偶者同行休業法」という。）第8条及び人事院規則26-0（職員の配偶者同行休業）第15条、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第25条及び人事院規則1-64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第12条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第12条及び人事院規則1-65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第12条若しくは平成

再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の11及び人事院規則1-69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第12条、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号。以下「配偶者同行休業法」という。）第8条及び人事院規則26-0（職員の配偶者同行休業）第15条、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第25条及び人事院規則1-64（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第12条若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号。以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法」という。）第12条及び人事院規則1-65（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第12条の規定

三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。以下「平成三十七年国際博覧会特措法」という。）第33条及び人事院規則1-72（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第12条の規定による号俸の調整（以下「復職時調整」という。）については、下記に定めるところにより実施してください。

記

第一 （略）

第二 その他の復職時調整に係る規定関係

1 育児休業をした職員等の復職時調整について

育児休業をした職員、交流派遣（官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。）をされた職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣（以下「法科

による号俸の調整（以下「復職時調整」という。）については、下記に定めるところにより実施してください。

記

第一 （略）

第二 その他の復職時調整に係る規定関係

1 育児休業をした職員等の復職時調整について

育児休業をした職員、交流派遣（官民人事交流法第2条第3項に規定する交流派遣をいう。以下同じ。）をされた職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定による派遣（以下「法科

大学院派遣」という。)をされた職員、自己啓発等休業法第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をした職員、福島復興再生特別措置法第48条の3第1項の規定による派遣(以下「福島相双復興推進機構派遣」という。)をされた職員、配偶者同行休業法第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣(以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」という。)をされた職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣(以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣」という。))をされた職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣(以下「

大学院派遣」という。)をされた職員、自己啓発等休業法第2条第5項に規定する自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)をした職員、福島復興再生特別措置法第48条の3第1項の規定による派遣(以下「福島相双復興推進機構派遣」という。)をされた職員、配偶者同行休業法第2条第4項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣(以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」という。)をされた職員又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣(以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣」という。))をされた職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、第一の

平成三十七年日本国際博覧会協会派遣」という。)をされた職員が職務に復帰した場合の復職時調整の要領、期間計算等については、第一の例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に復帰した職員、交流派遣後職務に復帰した職員、法科大学院派遣後職務に復帰した職員、自己啓発等休業の終了により職務に復帰した職員、福島相双復興推進機構派遣後職務に復帰した職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣後職務に復帰した職員又は第一の第1項第4号に規定する復職等をした職員のうち、育

例により取り扱うものとする。

2 育児休業と休職等の期間がある職員等の取扱いについて

育児休業の終了により職務に復帰した職員、交流派遣後職務に復帰した職員、法科大学院派遣後職務に復帰した職員、自己啓発等休業の終了により職務に復帰した職員、福島相双復興推進機構派遣後職務に復帰した職員、配偶者同行休業の終了により職務に復帰した職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣後職務に復帰した職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣後職務に復帰した職員又は第一の第1項第4号に規定する復職等をした職員のうち、育児休業の期間、交流派遣の期間、法科大学院派遣の期間、自己

<p>児休業の期間、交流派遣の期間、法科大学院派遣の期間、自己啓発等休業の期間、福島相双復興推進機構派遣の期間、配偶者同行休業の期間、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣の期間、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣の期間、平成三十七年日本国際博覧会協会派遣の期間又は同項第3号に規定する休職等の期間が2以上ある職員については、それぞれの期間を合わせて復職時調整を行うことができるものとする。</p> <p>第三 (略)</p>	<p>啓発等休業の期間、福島相双復興推進機構派遣の期間、配偶者同行休業の期間、平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣の期間、平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣の期間又は同項第3号に規定する休職等の期間が2以上ある職員については、それぞれの期間を合わせて復職時調整を行うことができるものとする。</p> <p>第三 (略)</p>
--	---

8 給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 派遣職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定により派遣さ</p>	<p>2 期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる給与月額は、次に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 派遣職員、法科大学院派遣法第11条第1項の規定により派遣さ</p>

れた職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項の規定により派遣された職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定により派遣された職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定により派遣された職員又は平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第5条、法科大学院派遣法第13条、福島復興再生特別措置法第48条の5、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第19条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第6条又は平成三十七年国際博覧会特措法第27条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額

五～九 （略）

33 規則第11条第2項第9号の「勤務しなかつた期間」とは、病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第1条の2に規定する通勤

れた職員、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項の規定により派遣された職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定により派遣された職員又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定により派遣された職員の場合には、派遣法第5条、法科大学院派遣法第13条、福島復興再生特別措置法第48条の5、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第19条又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第6条の規定により定められた支給割合を乗じない給与月額

五～九 （略）

33 規則第11条第2項第9号の「勤務しなかつた期間」とは、病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第1条の2に規定する通勤

による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第16条、法科大学院派遣法第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第48条の9、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条、平成三十七年国際博覧会特措法第31条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）第10条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に起因する場合を除く。）を与えられた期間及び規則10—4（職員の保健及び安全保持）第24条第2項又は規則10—8（船員で

による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第16条、法科大学院派遣法第9条（法科大学院派遣法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第48条の9、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第10条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）第10条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に起因する場合を除く。）を与えられた期間及び規則10—4（職員の保健及び安全保持）第24条第2項又は規則10—8（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）

<p>ある職員に係る保健及び安全保持の特例) 第7条第1項の規定に基づいて就業を禁ぜられたことにより勤務しなかった期間の全ての期間を合算したものをいい、規則10—4第24条第1項の規定に基づいて病気休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された者についてのその病気休暇の時間及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間(「人事院規則10—7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)の運用について(昭和61年3月15日職福—121)」第2条関係後段に定める期間に限る。)は、これに含まない。</p>	<p>第7条第1項の規定に基づいて就業を禁ぜられたことにより勤務しなかった期間の全ての期間を合算したものをいい、規則10—4第24条第1項の規定に基づいて病気休暇(日単位のものを除く。)の方法により勤務を軽減された者についてのその病気休暇の時間及び生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間(「人事院規則10—7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)の運用について(昭和61年3月15日職福—121)」第2条関係後段に定める期間に限る。)は、これに含まない。</p>
--	--

9 給実甲第326号(人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)の運用について)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係

1～11 (略)

12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(14)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務

1～11 (略)

12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1) (略)

(2) 勤務時間法第16条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第3条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第1条の2に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。(14)において同じ。)又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「官民人事交流法」という。）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務

員の派遣に関する法律（平成
15年法律第40号。以下「
法科大学院派遣法」という。
）第9条（法科大学院派遣法
第18条において準用する場
合を含む。）、福島復興再生
特別措置法（平成24年法律
第25号）第48条の9、平
成三十二年東京オリンピック
競技大会・東京パラリンピッ
ク競技大会特別措置法（平成
27年法律第33号。以下「
平成三十二年オリンピック・
パラリンピック特措法」とい
う。）第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大
会特別措置法（平成27年法
律第34号。以下「平成三十
一年ラグビーワールドカップ
特措法」という。）第10条
若しくは平成三十七年に開催
される国際博覧会の準備及び
運営のために必要な特別措置
に関する法律（平成31年法
律第18号。以下「平成三十
七年国際博覧会特措法」とい

員の派遣に関する法律（平成
15年法律第40号。以下「
法科大学院派遣法」という。
）第9条（法科大学院派遣法
第18条において準用する場
合を含む。）、福島復興再生
特別措置法（平成24年法律
第25号）第48条の9、平
成三十二年東京オリンピック
競技大会・東京パラリンピッ
ク競技大会特別措置法（平成
27年法律第33号。以下「
平成三十二年オリンピック・
パラリンピック特措法」とい
う。）第23条若しくは平成
三十一年ラグビーワールドカ
ップ大会特別措置法（平成2
7年法律第34号。以下「平
成三十一年ラグビーワールド
カップ特措法」という。）第
10条の規定（以下この項に
おいて「特定規定」という。
）により給与法第23条第1
項及び附則第6項の規定の適
用に関し公務とみなされる業
務に係る業務上の負傷若しく

<p>う。) <u>第31条</u>の規定（以下この項において「特定規定」という。）により給与法第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇</p> <p>(3)～(21) (略)</p> <p><u>(22)</u> <u>平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣</u></p> <p><u>(23)</u>・<u>(24)</u> (略)</p> <p>13～18 (略)</p>	<p>は疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇及び特別休暇</p> <p>(3)～(21) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(22)</u>・<u>(23)</u> (略)</p> <p>13～18 (略)</p>
---	---

10 給実甲第434号（住居手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>規則第4条関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴</p>	<p>規則第4条関係</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 「人事院の定める住宅」は、次に掲げる住宅で、学生寮等単身赴</p>

任手当の支給要件に係る子が職員
と同居して生活を営むための住宅
でないと明らかに認められる住宅
以外のもの（国家公務員宿舎法（
昭和24年法律第117号）第1
3条の規定による有料宿舎並びに
規則第3条に規定する職員宿舎及
び住宅を除く。）とする。ただし
、単身赴任手当の支給要件に係る
子が2人以上ある場合において、
そのうちのいずれかの子が官署を
異にする異動又は在勤する官署の
移転（検察官であつた者又は給与
法第11条の7第3項に規定する
行政執行法人職員等であつた者か
ら引き続き俸給表の適用を受ける
職員となつた者にあつては当該適
用、派遣法第2条第1項の規定に
よる派遣、官民人事交流法第2条
第3項に規定する交流派遣、法科
大学院派遣法第11条第1項の規
定による派遣、福島復興再生特別
措置法（平成24年法律第25号
）第48条の3第1項の規定によ
る派遣、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第17

任手当の支給要件に係る子が職員
と同居して生活を営むための住宅
でないと明らかに認められる住宅
以外のもの（国家公務員宿舎法（
昭和24年法律第117号）第1
3条の規定による有料宿舎並びに
規則第3条に規定する職員宿舎及
び住宅を除く。）とする。ただし
、単身赴任手当の支給要件に係る
子が2人以上ある場合において、
そのうちのいずれかの子が官署を
異にする異動又は在勤する官署の
移転（検察官であつた者又は給与
法第11条の7第3項に規定する
行政執行法人職員等であつた者か
ら引き続き俸給表の適用を受ける
職員となつた者にあつては当該適
用、派遣法第2条第1項の規定に
よる派遣、官民人事交流法第2条
第3項に規定する交流派遣、法科
大学院派遣法第11条第1項の規
定による派遣、福島復興再生特別
措置法（平成24年法律第25号
）第48条の3第1項の規定によ
る派遣、平成三十二年オリンピッ
ク・パラリンピック特措法第17

<p>条第1項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>条第1項の規定による派遣若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第4条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第2条第4項に規定する交流採用をされた職員又は人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職。以下同じ。）の直前の住居であつた住宅に居住しているときは、この限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p>
--	--

1 1 給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>規則第5条関係</p> <p>1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規</p>	<p>規則第5条関係</p> <p>1 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項の規</p>

定による採用（同法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（同法第 8 1 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 4 号）第 2 条第 3 項に規定する交流派遣、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 1 5 年法律第 4 0 号）第 1 1 条第 1 項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 4 8 条の 3 第 1 項の規定による派遣、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 2 7 年法律第 3 3 号）第 1 7 条第 1 項の規定による派遣

定による採用（同法第 8 1 条の 2 第 1 項の規定により退職した日（同法第 8 1 条の 3 の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 1 7 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣」という。）、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 1 1 年法律第 2 2 4 号）第 2 条第 3 項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 1 5 年法律第 4 0 号）第 1 1 条第 1 項の規定による派遣（以下「法科大学院派遣」という。）、福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 4 8 条の 3 第 1 項の規定による派遣（以下「福島相双復興推進機構派遣」と

、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第4条第1項の規定による派遣若しくは平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第25条第1項の規定による派遣（以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係

いう。）、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第17条第1項の規定による派遣（以下「平成三十二年オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣」という。）若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第4条第1項の規定による派遣（以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ組織委員会派遣」という。）（別紙第1を除き、以下「国際機関等派遣等」という。）から職務に復帰した職員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用（以下「交流採用」という。）をされた職員又は人事院規則11—4（職員の身分保障）第3条第1項第1号から第4号までの規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員については、当該再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所

第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

2～6 (略)

、当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、再任用、国際機関等派遣等から職務への復帰、交流採用又は休職からの復職を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

2～6 (略)

別紙第1を次のように改める。

別紙第 1

単 身 赴 任 届

令和 年 月 日提出

各庁の長 殿	官職	氏名	印
勤務官署名	所在地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4 その他 () 上記事実の発生日 年 月 日		

人事院規則 9-89 (単身赴任手当) 第 7 条の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類 通添付)

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日)

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> 子 (生年月日) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 (続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日)
異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法	(1) に記入
配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法	(2) に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	(3) に記入

(1) 異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居 から (経由) まで		1		住居 から (経由) まで	・ km
2		から () まで		2		から () まで	・ km
3		から () まで		3		から () まで	・ km
4		から () まで		4		から () まで	・ km
5		から () まで		5		から () まで	・ km
6		から () まで		計 (規則第 3 条の規定による通勤距離)			・ km

経路略図 (経路朱線)

(2) 配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住居 から (経由) まで		1		住居 から (経由) まで	・ km
2		から () まで		2		から () まで	・ km
3		から () まで		3		から () まで	・ km
4		から () まで		4		から () まで	・ km
5		から () まで		5		から () まで	・ km
6		から () まで		計 (規則第3条の規定による通勤距離)			・ km
経路略図 (経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	交通方法の別	区 間	※各庁の長記入欄	規則第4条関係本文の規定による経路及び方法			
順路	交通方法の別	区 間		順路	交通方法の別	区 間	距 離
1		住居 から (経由) まで		1		住居 から (経由) まで	・ km
2		から () まで		2		から () まで	・ km
3		から () まで		3		から () まで	・ km
4		から () まで		4		から () まで	・ km
5		から () まで		5		から () まで	・ km
6		から () まで	計			① ・ km	
経路略図 (経路朱線)				規則第4条関係ただし書の規定による経路及び方法 (該当者のみ記入する)			
順路	交通方法の別	区 間	規則第4条関係ただし書の規定により加算する距離				
1		住居 から (経由) まで					
2		から (経由) まで					
3		から (経由) まで					
4		から (経由) まで					
5		から (経由) まで					
計 (給与法第12条の2第2項の規定による交通距離)			② ・ km				
計 (給与法第12条の2第2項の規定による交通距離)			①+② ・ km				

記入上の注意

- 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し（新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。）、理由の4に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に官署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった官署を異にする異動又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する官署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 検察官若しくは行政執行法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は再任用をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流採用」若しくは「復職」と読み替えて記入する。
- 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 異動に伴って配偶者ととも住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務官署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- ※欄は記入しないこと。

1 2 給実甲第 1 0 3 3 号（広域異動手当の運用について）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>規則第 5 条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第 4 項第 1 号の「人事院が定める期間」は、次に掲げる事由以外の事由により俸給表適用職員となった日前の期間とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この条の第 2 項第 1 1 号に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定める採用</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>規則第 5 条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第 4 項第 1 号の「人事院が定める期間」は、次に掲げる事由以外の事由により俸給表適用職員となった日前の期間とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この条の第 2 項第 1 0 号に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定める採用</p> <p>3～5 (略)</p>

1 3 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職— 3 2 8）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 3 病気休暇関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第 2 1 条第 1 項第 2 号の「公務」には、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の</p>	<p>第 1 3 病気休暇関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第 2 1 条第 1 項第 2 号の「公務」には、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の</p>

処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第9条（同法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第23条、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第10条又は平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）第31条の規定（以下この項において「

処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第3条に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務並びに国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第16条、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第9条（同法第18条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の9、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第23条又は平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）第10条の規定（以下この項において「特定規定」という。）により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第23条第1項及び附則第6項の規定の

<p>特定規定」という。)により一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第23条第1項及び附則第6項の規定の適用に関し公務とみなされる業務及び特定規定に規定する通勤が含まれるものとする。</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>適用に関し公務とみなされる業務及び特定規定に規定する通勤が含まれるものとする。</p> <p>5～8 (略)</p>
--	---

1.4 検察官その他の職員の法科大学院への派遣の運用について(平成15年10月1日人企一825)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>規則第13条関係</p> <p>1 2以上の法科大学院において教授等の業務を行う第11条派遣職員(この条の第1項に規定する第11条派遣職員をいう。<u>第3項及び規則第16条関係において同じ。</u>)のこの条の第1項に規定する派遣先報酬等の額については、それぞれの派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る</p>	<p>規則第13条関係</p> <p>1 2以上の法科大学院において教授等の業務を行う第11条派遣職員(この条の第1項に規定する第11条派遣職員をいう。<u>次項及び規則第16条関係において同じ。</u>)のこの条の第1項に規定する派遣先報酬等の額については、それぞれの派遣先法科大学院の法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報</p>

<p>報酬等の額の合計額とする。</p> <p><u>2</u> <u>この条の第1項の「当該年額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる場合」において、同項に規定する派遣前給与の年額を算定するときは、あらかじめ個別に事務総長に協議するものとする。</u></p> <p><u>3・4</u> (略)</p>	<p>酬等の額の合計額とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2・3</u> (略)</p>
---	---

以 上